

「富山県警察工事成績評定評価委員会に関する要綱の制定について」（例規通達）

富山県警察工事成績評定要領（平成22年3月11日付け富会第304号）の制定に基づき、別添のとおり「富山県警察工事成績評定評価委員会に関する要綱」を制定し、平成22年4月1日から施行することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

富山県警察工事成績評定評価委員会に関する要綱

（趣 旨）

第1 本要綱は、富山県警察工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

（委員会の事務）

第2 委員会は、次の事項について審議する。

（1）富山県警察が契約した工事で富山県警察工事成績評定要領に基づき通知された評定点等について、請負者が説明を求めた場合の回答

（2）工事成績評定の通知に係る事項（評定の修正を含む。）

（3）その他工事成績評定の運用に係る事項

（委員会の委員及び組織）

第3 委員会は、次の者で構成する。

（1）委員長（会計課長）

（2）副委員長（会計課次席）

（3）委員（会計課監査室長、営繕、管財の課長補佐）

（4）その他委員長が必要と認める者

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の召集）

第4 委員会は、委員長が召集する。

（委員会の庶務）

第5 委員会の庶務は、会計課契約係が行う。